

## ○お試し滞在支援事業補助金交付要綱

平成28年8月8日

告示第54号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、三好市（以下「市」という。）への移住・定住の促進及び人口の流入を図るため、市への移住を目的として地域情報の収集又は住居・仕事を探す活動等を行う者に対し、活動費の一部を、予算の定めるところにより、三好市お試し滞在支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、三好市補助金等交付規則（平成18年3月1日三好市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 移住検討者 とくしま移住交流促進センターが実施する、徳島県へ移住を検討している者の会員登録制度（「とくしまで住み隊」）の登録会員又は徳島県内在住者で、市への移住を希望する者のうち、市の移住担当窓口を通じて移住を検討している者をいう。
- (2) お試し住宅 三好市お試し住宅条例(平成30年三好市条例第3号)第3条に規定する施設及び三好市地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例(平成29年三好市条例第34号)第8条中別表第1に規定するお試し居住スペース（1階お試し店舗・オフィススペースを除く）をいう。

### (補助要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市外に住所を有する者であること。
- (2) 移住検討者であること。
- (3) お試し住宅を利用する者であること。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つものでないこと。
- (5) 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）が交付決定日の属する年度内に事業を完了すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が適当でないとする者でないこと。

2 この要綱による補助金の交付は、同一補助対象事業に対して1回を限度とする。

### (補助対象事業等)

第4条 補助対象事業、補助対象経費、補助率及び限度額は、別表第1のとおりとし、予算の範囲内において交付するものとする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、三好市お試し滞在支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に掲げる書類を添えて、借上げ後1ヶ月以内又は会計年度末のいずれか早い期日までに市長に申請しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、三好市お試し滞在支援事業補助金交付決定及び確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

### (補助金の交付請求)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、三好市お試し滞在支援事業補助金請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年10月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付の決定を受けた補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

(別表第1)

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び限度額
レンタカー費用 補助金	レンタカー借上げ料を借上げた期間 の日数で除して得た額に、レンタカー 借上げ期間とお試し住宅使用期間の 重複した日数を乗じた額	補助率は2分の1以内とし、限度額は 50,000円

(別表第2)

補助対象事業	補助金交付申請時添付書類
レンタカー費用 補助金	現住所を証する書類の写し 使用・利用許可書の写し レンタカー借上料の領収書の写し